

45—20 P D T

却下審決の文例

1. 請求期間経過

査定系審判の請求が期間（特 § 121、意 § 46、 § 47、商 § 44、 § 45）を経過しているため却下すべきとき（特 § 135、意 § 52、商 § 56①）は、審決の理由を文例のように記載することができる。

（文 例）

理 由

本願（平成 年 月 日出願）に対して平成 年 月 日付けで拒絶査定がされ、その査定の謄本は平成 年 月 日に本件審判請求人である出願人（の代理人）に電子情報処理組織により送達されている。

（注）

その拒絶査定不服審判の請求は、特許法第121条の規定により査定の謄本の送達があった日から3月以内である平成 年 月 日（特許法第3条の規定に基づく期間計算による。）までにされなければならないところ、本件審判の請求は平成 年 月 日にされているので、上記法定期間を経過したのちの不適法な請求であり、その補正をすることができないものである。したがって、本件審判請求は、特許法第135条の規定によって却下すべきものである。

よって、結論のとおり審決する。

（注） 送達が郵便によって行われた場合は、「その査定の謄本は」以降を「平成 年 月 日に本件審判請求人である出願人（の代理人）に送達されたことは郵便物配達証明書によって明らかである。」と置き換える。

2. 共同出願人の一部の者がした審判請求の却下審決の文例

拒絶査定（意匠、商標登録出願における補正却下の決定）に対する審判において、共同出願人の一部の者がした審判請求を審決によって却下すべきとき（→22—01の3.、22—03の3.(1)）は、審決の理由を文例のように記載することができる。

なお、共同出願人の全員が一人の代理人に対して審判の請求を委任したにもかかわらず、代理人の過誤により審判請求人欄に一部のみしか記載しなかったときなど、実質上共同審判であるとの意思が表示されていると推認されるときは、審判長は手続の補正を命じるべきであるから、特許法第135条の規定による却下はできない（→23—03の3.(1)イd）。

(文 例)

理 由

本件審判は、特許を受ける権利が 及び の共有に係る特許出願の拒絶査定不服審判であるから、この請求は、特許法第132条第3項の規定によって、上記共有者の全員が共同して請求しなければならないところ、本件審判の請求は、その一部の者である によってされたものであるから不適法な請求であって、その補正をすることができないものである。

(注)

したがって、本件審判の請求は、特許法第135条の規定によって却下すべきものである。

(注) 審判請求後に、請求人を変更し、その変更が請求書の要旨を変更すると認められるとき（→30—01）は、「～ものである。」の次に「なお平成 年 月 日付けで提出された手続補正書による請求人を変更する補正は、請求書の要旨を変更するものであり、特許法第131条の2第1項の規定に違反する。」を挿入する。

3. 共有者の一部の者を被請求人とした審判請求の却下審決の文例

共有に係る特許権についての無効審判において、共有者の一部の者を被請求人とした審判請求を審決によって却下すべきとき（→22—03の3.(2)）は、審決の理由を文例のように記載することができる。（注1）

（文 例）

理 由

本件審判は、特許権が 及び の共有に係る特許の無効審判であるから、審判を請求するときは、特許法第132条第2項の規定によって、上記共有者の全員を被請求人としなければならないところ、本件審判の請求は、その一部の者である を被請求人としてされたものであるから不適法な請求であって、その補正をすることができないものである。（注2）

したがって、本件審判の請求は、特許法第135条の規定によって却下すべきものである。

よって、結論のとおり審決する。

（注1） 商標登録取消審判において、共有者の一部の者を被請求人とした審判請求を審決によって却下すべきときも、審決の理由を文例と同様の趣旨に記載することができる。

（注2） 審判請求後に、被請求人を変更し、その変更が請求書の要旨を変更すると認められるとき（→30—01）は、「～ものである。」の次に「なお、平成 年 月 日付けで提出された手続補正書による被請求人を変更する補正は、請求書の要旨を変更するものであり、特許法第131条の2第1項の規定に違反する。」を挿入する。

4. 特許権者でない者を被請求人とした審判請求の却下審決の文例

無効審判において、特許権者でない者を被請求人とした審判請求を審決によって却下すべきとき（→22—01の7.、22—02）は、審決の理由を文例のように記載することができる。（注1）

(文 例)

理 由

本件審判は、特許権者が である特許の無効審判であるから、特許権者を被請求人として請求しなければならないところ、本件審判の請求は、特許権者でない を被請求人としてされたものであるから不適法な請求であって、その補正をすることができないものである。(注2)

したがって、本件審判の請求は、特許法第135条の規定によって却下すべきものである。

よって、結論のとおり審決する。

(注1) 商標登録取消審判において、商標権者でないものを被請求人とした審判請求を審決によって却下すべきときも、審決の理由を文例と同様の趣旨に記載することができる。

(注2) 審判請求後に、被請求人を変更し、その変更が請求書の要旨を変更すると認められるとき(→30—01)は、「～ものである。」の次に「なお、平成 年 月 日付けで提出された手続補正書による被請求人を変更する補正は請求書の要旨を変更するものであり、特許法第131条の2第1項の規定に違反する。」を挿入する。

(改訂H27.2)